



# 届け出・手続き

## 転入・転居・転出・世帯変更ほか

問い合わせ 市民窓口課(第一庁舎2階) ☎ 224-7949

### 引っ越しに伴う住所の異動

問 市民窓口課住民記録担当(第一庁舎2階) ☎ 224-7949

届出書をご提出いただく際にお持ちいただくものがありますので、下枠内をご覧ください。また、全ての届け出で本人確認をさせていただきます。本人確認のできる書類をお持ちください。

種類	届け出期間	上記以外でお持ちいただくもの	ご注意ください
転入届 (市外→市内)	住み始めた日から14日以内※	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(前住所地で発行されたもの。ただし、マイナンバーカード等を利用した転入の場合は不要) <input checked="" type="checkbox"/> 負担区分等証明書(県外から転入された人で後期高齢者医療制度に加入の人) ※外国籍の人は、在留カード、特別永住者証明書(外国人登録証明書)のいずれかと、世帯主との続柄がわかる書類をお持ちください(転居届も同様)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国外からの転入には以下のものが必要です。               <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> パスポート</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 入国日が確認できる航空券の控えなど(パスポートで入国日が確認できる場合は不要)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 本籍地が市外の人は戸籍謄本または抄本</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 本籍地が市外の人は戸籍の附票の写し</li> </ul> </li> <li>● 外国籍の人が国外から転入したときは、転入手続きと同時に在留カードへ住所の記載が必要です。</li> <li>● マイナンバーカードの変更手続きが必要です。</li> </ul>
転居届 (市内→市内)	住み始めた日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 長野市福祉医療費給付金受給資格者証(福祉医療を受けている人) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(交付を受けている人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アパート・マンションなどで部屋が変わったときも届けてください。</li> <li>● 署名用電子証明書の交付を受けている人は失効します。</li> <li>● マイナンバーカードの変更手続きが必要です。</li> </ul>
転出届 (市内→市外)	転出する日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑手帳(印鑑登録をしている人) <input checked="" type="checkbox"/> 長野市福祉医療費給付金受給資格者証(福祉医療を受けている人) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(交付を受けている人) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(交付を受けている人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前に届け出ることができます。</li> <li>● 国外へ転出するときも、この届けをしてください。</li> <li>● 新住所地では、長野市発行の転出証明書またはマイナンバーカード等を利用して届け出をした場合はマイナンバーカード等をお持ちになり、住み始めてから14日以内かつ転出予定日から30日以内に転入の手続きをしてください。</li> <li>● マイナンバーカード・住民基本台帳カードは継続利用できます。</li> <li>● 署名用電子証明書の交付を受けている人は失効します。</li> </ul>
世帯変更届 (世帯主変更、合併、分離など)	本人確認書類をお持ちください。		

※マイナンバーカード・住民基本台帳カードによる転入については転入日から14日以内かつ、転出予定日から30日以内に手続きをしてください。  
 ※マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの人が転入された人は届け出後90日以内に券面記載事項変更届を行わないとカードが失効します。  
 ※国内の転入、転居の手続きで在留カードなどへの住所の記載が後日になる場合は、住居地を定めた日から14日以内に住所情報の書き換えを行うようにしてください。  
 ※本人もしくは旧住所で同世帯員(世帯変更届は現世帯員)以外の人が手続きされる場合は委任状が必要です。  
 ※引っ越しシーズン(3~5月)は窓口が大変混み合います。そのため証明発行まで時間がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。  
 ※児童手当・福祉医療費・障害者手帳など、福祉の手続きが必要な場合の持ち物は担当課へご確認ください。

〈広告〉

大正元年創業  
 印鑑 手仕上げ スピンド仕上げ  
 技術と信頼の老舗専門店です

**長野はんこセンター**  
 ミヤザキ印店【本店】  
 〒380-0813 長野県長野市大字鶴賀緑町2212-27  
 ☎ 0120-418-518 ☎ 026-234-2874

**はんこ館ミヤザキ**  
 イオンタウン長野三輪  
 〒380-0803  
 長野県長野市三輪9-43-24 イオンタウン長野三輪店2F  
 ☎ 026-259-8541

会社設立印・実印・ゴム印をお急ぎの方  
 お気軽にご連絡ください

お引っ越しをされたみなさん/

**NHK放送受信契約の各種お手続きは  
 ご覧の窓口から行えます!**

●インターネットでのお手続き  
 インターネット営業センターNHK受信料の窓口  
<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>  
 お手続きはこちら

●お電話でのお手続き  
 ☎ 0120-151515 IP電話等のお客様で左記の電話番号をご利用にならない場合は  
 午前9時~午後6時 (土・日・祝も受付) ☎ 050-3786-5003  
 午前9時~午後6時(土・日・祝も受付)

**NHK** NHK長野放送局  
 あなたの声と受信料で公共放送 〒380-8502 長野市稲葉210-2

**Aflac** アフラック 募集代理店

保険に対する不安・お悩み、  
 お気軽にご相談ください  
 私たちがお伺いします!

お客様の信頼No.1を目指して!

**BEST 株式会社ベスト**

長野本部  
 長野市若柳川田3201-5  
 営業時間 午前9時30分から午後6時  
 休日 土・日・祝日  
 ☎ 0120-48-35-48

長野高田サービスショップ  
 長野市高田1763-1  
 営業時間 午前10時から午後6時  
 休日 不定休  
 ☎ 0120-33-51-52

保険のご相談は  
 ベストまでご連絡下さい!!  
 ベスト長野 検索

## 全ての届け出に共通してお持ちいただくもの

- 本人確認書類(詳しくは下記コラム参照)
- 住民基本台帳カード(お持ちの人のみ。暗証番号の入力が必要となります。)
- 引っ越しされた人全員のマイナンバーカード(マイナンバーカードは暗証番号の入力が必要となります。)
- 引っ越しされた人の在留カード(外国籍の人のみ)

### コラム 本人確認に必要な書類

#### ▶ 1点だけで本人確認が可能なもの(いずれも有効期限内のもの)

官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書などで本人の写真が貼付されたもの  
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(通知カードは不可)、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、電気工事士免状、無線従事者免許証など

#### ▶ 2点以上の組み合わせが必要なもの(いずれも有効期限内のもの)

- ⑦の書類2点以上または⑦の書類1点と⑧の書類1点以上
- ⑦写真のない住民基本台帳カード、健康保険証、介護保険証、公的年金・恩給証書、国民年金手帳など
- ⑧学生証、法人が発行した身分証明書、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、通院券、官公署発行の通知など(本人が自署した会員証およびメンバーズカードなどは除きます)

## マイナンバーカード(個人番号カード)

平成27年10月以降、マイナンバー制度におけるマイナンバー(個人番号)をお知らせするための「通知カード」を原則として住民票に記載された住所に郵送しました。

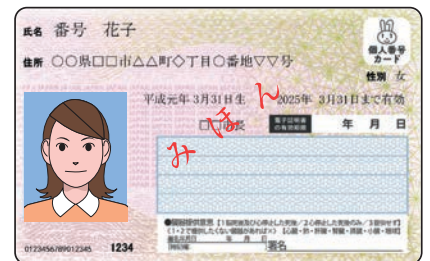
マイナンバー制度では、この「通知カード」のほかに、希望により発行する「マイナンバーカード」があります。

「マイナンバーカード」は、プラスチック製のICチップ付きのカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真などが表示されます。

マイナンバーカードは、通知カードとともに送付された交付申請書にご本人の顔写真を貼り郵送する方法のほかに、スマートフォンやパソコンからも申請することができます。

なお、交付申請書に記載された氏名・住所などに変更がある場合は、市役所第一庁舎2階総合窓口、各支所などで新しい申請書の交付を受けてください。

マイナンバーカードの交付申請後、市から交付通知書を郵送します。交付通知書が届きましたら、受取りの場所・日時をご予約の上、交付通知書、通知カード、本人確認書類などを窓口にお持ちいただき、暗証番号を入力していただくことで、マイナンバーカードを受け取ることができます。詳しくは、交付通知書でご確認ください。



### コラム 「マイナンバーカード」でこんなに便利に！

#### ▶ マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要なさまざまな場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

#### ▶ 本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。

※通知カードは、身分証明書としては使えません。

#### ▶ コンビニ等での各種証明書の取得に

全国のコンビニ等に設置されているマルチコピー機で窓口よりも安く、住民票等の各種証明書が取得できます。詳しくは51ページ「コンビニ交付サービスについて」をご覧ください。

#### ▶ 各種行政手続のオンライン申請等に

平成29年から開始した「マイナポータル(※)」へのログインや電子申告など、さまざまな行政手続のオンライン申請等に利用することができます。

※マイナンバーに関係する行政機関の間での自分の個人情報のやりとりなどが、自宅のパソコンから確認できます。

# 戸籍届出

問い合わせ 市民窓口課戸籍記録担当(第一庁舎2階) ☎ 224-7938

届出・手続き

種類	届出期間	届出人	届出地 (いずれかの市区町村)	お持ちいただくもの	ご注意いただくこと
出生届	生まれた日を含めて14日以内	父または母	届出人の所在地(住所地) 本籍地 子の出生地	<input checked="" type="checkbox"/> 出生証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(任意) <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳	●名前に使用できる文字が決まっています。 ※出生届と併せて児童手当の手続きをされる場合は81ページの「児童手当制度」をご覧ください(ただし、祝休日及び夜間に届出する場合、児童手当の手続きはできません)。
死亡届	死亡したことを知った日から7日以内	親族など	届出人の所在地(住所地) 死亡者の本籍地 死亡地	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(任意)	●死亡届の届出前に、事前に50ページの斎場利用の予約をしてください。
婚姻届		夫及び妻となる人(満18歳以上)	届出人の所在地(住所地) 本籍地	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑(任意) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本1通ずつ(本籍地以外に届出する場合)	●平成18年4月1日までに生まれた女性が、満18歳に達する前に婚姻する場合は、父母の同意書が必要になります。(経過措置) ●祝休日及び夜間に届出される場合は、平日に事前審査を受けてください。
離婚届		夫および妻	届出人の所在地(住所地) 本籍地	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑(任意) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本1通(本籍地以外に届出する場合)	●婚姻中の氏を引き続き名をのりたいた人は、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。夫婦間に未成年の子がいるときは親権者を決めてください。
転籍届		筆頭者および配偶者	届出人の所在地(住所地) 現在の本籍地 新しい本籍地	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本1通(現在の本籍地以外の市区町村に転籍する場合) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑(任意)	●筆頭者、配偶者以外の方が本籍を異動したい場合は、分籍届となります。

※婚姻、離婚、養子縁組・離縁などの創設的届出には届出人以外の成人2人の証人が必要となります。届出の際には本人確認をさせていただきます。本人確認ができる書類をお持ちでない場合でも届出はできますが、その場合には届出人本人あてに通知をお送りします(本人確認に必要な書類は49ページのコラムをご覧ください)。また、裁判所の調停などによって確定した身分関係を報告する届出(裁判離婚、裁判離縁届など)の場合には、届出期間など上記要件とは異なってきますのでご注意ください。詳細については、市民窓口課戸籍記録担当までお問い合わせください。

## 斎場(火葬場)・霊きゅう車利用案内

問い合わせ 市民窓口課総務担当(第一庁舎2階)  
☎ 224-6428

### 斎場(火葬場)・霊きゅう車を利用するとき

#### 斎場(火葬場)・霊きゅう車の利用申し込み先

斎場	利用申し込み先(指定管理者)
大峰斎場 松代斎場	☎ 278-6600 (受付は松代斎場) 午前8時30分～午後5時 五輪・宮本工業所・ グリーン美装グループ
犀峽斎場	☎ 262-2213 (受付は(有)アクアテック) 午前8時30分～午後5時 特定非営利活動法人 ふるさと

※松代斎場で葬祭用品の販売も行っています。

#### 大峰斎場・松代斎場の利用料金

区分	単位	利用料金(円)		
		市民	市民以外の人	
遺体	12歳以上	1体	15,000	45,000
	12歳未満	1体	8,000	27,000
妊娠4カ月以上の死産児	1体	5,000	15,000	
霊安室(冷蔵庫)12時間	1体	500	1,500	

#### 犀峽斎場の利用料金

区分	単位	利用料金(円)		
		市民	市民以外の人	
遺体	12歳以上	1体	8,000	30,000
	12歳未満	1体	5,000	18,000
妊娠4カ月以上の死産児	1体	3,000	10,000	

#### 霊きゅう車の利用料金

区分	利用料金(円)		備考
	市民	市民以外の人	
市内運行	7,000	14,000	市内のみを運行する場合
市外運行	12,000	19,000	本市に隣接する市町村まで運行する場合

※「市民」は死亡者(死産児にあっては死産児の父もしくは母)が死亡時に本市の住民基本台帳に登録されている場合

## 印鑑登録申請

問い合わせ 市民窓口課証明担当(第一庁舎2階)  
☎ 224-7238

### 印鑑登録申請をするとき

#### 本人が申請する場合

##### 必要なもの

- 登録する印鑑
  - 官公署発行の顔写真付きの本人確認書類  
マイナンバーカード、運転免許証、旅券などの有効期限内のもの
- ※上記の本人確認書類がある場合は即日登録できます。  
※官公署発行の顔写真付きの本人確認書類がない場合  
申請後、本人及び登録意思を確認するために照会書を郵送いたします。その照会書を持参いただき、再度申請いただくことで登録となります。

#### 代理人が申請する場合

##### 必要なもの

- 代理人選任届
- 登録する印鑑
- 代理人の本人確認書類(49ページをご覧ください)

※申請後、本人及び登録意思を確認するために照会書を郵送いたします。その照会書を持参いただき、再度申請いただくことで登録となります。

## 登録できる人

長野市の住民基本台帳に登録してある人  
 ※15歳未満の人および意思能力を有しない人はできません。

## 登録できない印鑑

- 同一世帯内で類似印があると認められるもの。
- 住民基本台帳に記録されている氏名・氏(旧氏)・名・通称名の文字で表していないもの。
- 印影の大きさが1辺8ミリメートルの正方形より小さいもの・1辺25ミリメートルの正方形より大きいもの。
- 職業など氏名以外の事項を表しているもの。
- 竜紋・唐草模様など氏名以外の模様を付したもの。
- ゴム印、そのほか印影の変形しやすいもの。

- 印影を鮮明に表しにくいもの、ふちがないもの、ふちが欠けているもの。
- 文字の部分を彫ったもの(逆さ彫り)。

## 印鑑登録申請手数料

- 1件 300円

## 印鑑登録手帳を紛失したときなど

こんなとき	お持ちいただくもの
印鑑登録手帳を紛失した	いずれも「印鑑登録申請をするとき」と同じ手続きです。お持ちいただくものも同様です。
登録印鑑を紛失した	
改印したい	
印鑑登録をやめたい	印鑑登録手帳および本人確認に必要な書類(49ページのコラムをご覧ください)

届け出・手続き

# 各種証明書

問い合わせ 市民窓口課証明担当(第一庁舎2階) ☎224-7238

## 各種証明

証明書の種類	手数料	請求方法
住民票の写し	1通300円	●本人、同一世帯員以外の方が請求する場合は委任状が必要です。 ●第三者請求の場合 契約書などの使い道を裏付ける資料をお持ちください。使い道によっては交付できない場合もあります。 ●転出者の除票は本人のみ、死亡者の除票は利害関係人のみ請求できます。
住民票記載事項証明書	1通300円	●他市町村の住民票(本籍地および筆頭者氏名の記載はできません。)(※平日のみ) 本人または同一世帯の人の住民票で、請求者の本人確認が住民票の住所が記載された官公署発行の写真付きの資格証などの書類で確認できる場合に限り、請求できます。
戸籍謄本・抄本(戸籍全部・個人事項証明)	1通450円	●代理人が窓口へお越しになる場合 請求者の委任状をお持ちください。 ●原則として、本人または配偶者、直系の親族の人しか請求できません。 ●本籍のある市区町村へ請求してください。 ●本籍と筆頭者氏名を確認して、お越しください。 ●法改正により戸籍および戸籍の附票が複数にわたる場合があり、その分の手数料も必要になることがありますので、ご注意ください。 ●請求する人の資格や使用目的などの明示が必要な場合もあります。
除籍謄本・抄本(除籍全部・個人事項証明)	1通750円	
改製原戸籍謄本・抄本	1通750円	
戸籍記載事項証明	1通350円	
戸籍の附票の写し	1通300円	
戸籍届書受理証明書	1通350円	●届け書を受理した市区町村へ請求してください。 ●届け書の届出年月日を確認して、お越しください。 ●届け出人以外の方が請求する場合は届け出人の委任状が必要です。
身分証明書	1通300円	●本籍のある市区町村へ請求してください。 ●本人以外の方が請求する場合は本人の委任状(承諾書)が必要です。
独身証明書	1通300円	
印鑑登録証明書	1通300円	事前に印鑑登録が必要です。 ●本人が窓口へお越しになる場合 印鑑手帳をお持ちください。 ●代理人が窓口へお越しになる場合 本人の正確な住所、氏名、生年月日を確認し、本人の印鑑手帳をお持ちください。

※各種証明書の交付請求には本人確認書類の提示が必要になります。49ページをご覧ください。

## コンビニ交付サービスについて

取得できる証明書	手数料	利用方法
住民票の写し	1通250円	●15歳以上で、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの人であればご利用できます。 ●全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機(キオスク端末)のメインメニューから「行政サービス」を選択後、カード置き場にマイナンバーカードを置き、画面の案内に従って操作してください。その際、登録されている利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。
戸籍証明書(全部事項証明書・個人事項証明書)	1通400円	
戸籍の附票の写し	1通250円	
市民税・県民税課税内容証明書(最新年度のもの)	1通250円	
印鑑登録証明書	1通250円	

### サービスが利用できる店舗

- セブン-イレブン ●ローソン
- ファミリーマート など

### 利用できる時間帯

午前6時30分～午後11時(年末年始およびシステムメンテナンス日を除く)